

熊本市営住宅条例の一部改正について

熊本市営住宅条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市営住宅条例の一部を改正する条例

熊本市営住宅条例（平成9年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第61条に次の1項を加える。

- 3 市長は、前項の規定により本市の特定の区域に所在する全ての市営住宅及び共同施設の管理を一の指定管理者に行わせている場合において、当該区域に新たな市営住宅又は共同施設が設置されるときは、同項の規定にかかわらず、当該指定管理者を当該新たな市営住宅又は共同施設の指定管理者として選定し、議会の議決を経てこれを指定することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

市営住宅に係る指定管理者の選定方法について、公募によらずに指定管理者を選定することができる場合を追加するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。